

2020年11月12日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副 団 長 宮川えみ子
幹 事 長 宮本しづえ
副幹事長 大橋 沙織
政調会長 吉田 英策

2020年12月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

東日本大震災と原発事故から9年8カ月が経過、本県はいまだ3万7千人（11/5 県発表）の避難者がおり、震災関連死は2,315人、震災自殺者は118人と被災県の中でも突出して多くなっています。事故後10年の節目を目前に、政府は福島第一原発汚染水の海洋放出を今月にも決定しようとしています。県民、国民の圧倒的な反対の声を無視し、方針を決定することは断固認められません。党県議団と党県委員会は10/19 県へ緊急の申し入れを行い、10/20には宮本・大橋両県議も参加し、党県委員会とふくしま復興共同センターが経産省へ緊急の申し入れを行いました。県は方針決定後に見解を述べてはいますが、海洋放出反対は県民の総意であり、内堀知事は早急に反対表明すべきです。

新型コロナウイルス感染症の県内感染者は419人（11/10 現在）、死亡は6人となり、10月の感染者はこれまでの最大で、事態は深刻さを増しています。感染拡大抑止のために、専門家から共通して指摘されているのは「検査・保護・追跡」という対策の基本を抜本的に強化することの重要性であり、医療体制の抜本的拡充を図ること以外にありません。インフルエンザとの同時流行に備え、全国知事会も要求するPCR検査の全額国庫負担の仕組みづくりも急務であり、医療機関への減収補てんも欠かせません。

事業と雇用の危機も深刻さを増しています。「このままでは年が越せない」「いま支援の手が届かなければ事業継続を諦めざるをえない」という悲痛な声がたくさん届いています。厚労省発表で、年末までの解雇者は見込みを含め7万人を超え、県内では1,185人、スナックや居酒屋の廃業も相次いでおり、福島市中心部の飲食店は過去30年でピーク時の1,000軒から700軒へと減少、コロナが追い打ちをかけています。しかし、雇用調整助成金など政府の経済支援制度の多くは12月末までというもので、直接支援の継続と強化、消費税5%への減税と納入免除など、考えられる施策を躊躇することなく打ち出していくことが緊急に求められています。

また女性や若者の自殺者が急増していることは見過ごせません。非正規労働者の多くは女性と若者であり、コロナ禍の中で真っ先に首切りにあっているのが実態です。行政が実態把握と対策を講じることが必要です。

異常気象による大規模災害対策もまったなしの課題です。東日本を中心に甚大な被害を出した台風19号等被災から1年が経過し、いまなお県内で3,948人1,783世帯が避難生活を続け、避難者数にカウントされない「在宅避難者」も少なくありません。被災者生活再建支援

法に「中規模半壊」が設けられ一部改善の動きはあるものの、住宅の再建は極めて切実な課題であることから、支援金引き上げが急務です。県としての独自支援も求められています。

9/16 菅政権が発足し、2ヶ月近くが経過しますが、早くも浮き彫りになったのは、安倍政権以上の強権政治です。10/26 に始まった臨時国会で菅首相は、コロナ禍での国民の苦難をよそに、「自助、共助、公助」を強調し「自己責任」を押しつける冷たい姿勢をあらわにしています。また日本学術会議の任命拒否問題は、日本学術会議法違反であり、学問の自由や思想・良心、表現の自由を侵害する憲法違反であることは明白です。こうした政権の意に沿わない者は排除するという強権政治を許せば、全体主義国家へとつながることは明らかであり、あらゆる面で知事が国にモノ言う姿勢を明確にしてこそ、県民のいのちとくらしを守る立場が鮮明になります。

以上の観点に立ち、12月定例県議会に関して下記の項目について要望します。

一、菅政権の強権政治から、県民のいのちとくらしをまもる政治への転換を

- 1、原発事故、台風等の災害、そして新型コロナによる影響の下で県民は自らの努力を重ねており、菅政権がおしつける「自助」ではなく「公助」の政治の役割を発揮し、県民一人ひとりのいのちとくらしを応援する県政をめざすこと。
- 2、日本学術会議が推薦した会員6人を首相が任命拒否した問題は、日本学術会議法と憲法23条が保障する「学問の自由」を侵害する違法・違憲行為であり、これを許せば科学者・研究者にとどまらず、国民全体への攻撃につながる問題であることから、任命拒否を撤回するよう政府に求めること。
- 3、菅政権も改憲をすすめる姿勢をあらわにしたが、9条改憲を含めあらゆる改憲策動をやめ、憲法を守り生かす政治を政府に求めるとともに、知事もその立場に立つこと。
- 4、新型コロナ感染拡大から県民の命を守るため、予備費も活用し、①「検査・追跡・保護」を行う人員増も含めた保健所の体制強化、医療機関への減収補てんを行うこと。②年末に向い、中小企業の倒産・廃業、過去最悪の雇用危機が指摘されているため、国に各種給付金・支援金制度の再給付と再延長を求めること。③消費税率を5%に減税し、経営困難な中小業者には2019年度と2020年度分の消費税を免除するよう国に求めること。
- 5、被爆者と人類の悲願である国連の核兵器禁止条約が批准国50カ国に達し、来年1月22日に発効することが確定したが、唯一の戦争被爆国である日本が、速やかに条約を署名し批准するよう政府に要請すること。
- 6、政府が宣言した「温室効果ガス排出を2050年に実質ゼロ」をめざすため、①全国の建設中・計画中17基の石炭火力発電中止・廃止を国に求め、本県もIGCCを含め石炭火力発電は中止すること。②再生可能エネルギーの本格導入をすすめ、2030年の発電に占める目標を4割以上とすること。③その一方で、菅政権は原発を推進すると表明したが、原発被災県として「原発ゼロ」を発信するとともに、女川原発・柏崎刈羽原発など全国の原発再稼働や核燃サイクル中止を国に求めること。
- 7、第一原発の汚染水の処理について、知事は海洋放出しない政治決断を国に求めること。当面の間、タンクでの地上保管を継続するための手立てを取り、住民や漁業者など広範な関係者の意見を聴取するとともに、トリチウムの除去等については、国が責任を持って世界の英知を結集しみんなが納得できる解決策を図ること。
- 8、菅首相は行政のデジタル化に向けて、2022年度末までにマイナンバーカードの普及を一

気になしとげると強調しているが、マイナンバーカードが普及しない最大の理由は、国民の行政に対する不信、個人情報漏えいへの不信感がある。通信環境やテレワークの条件整備など、暮らしに役立つ行政のデジタル化は必要だが、膨大な個人情報がマイナンバーでひもづけられ、政府が一元管理する危険性があることから、マイナンバーカードの普及と一体の行政デジタル化は推進しないよう国に求めること。

9、県森林環境税の一部を改正する条例は、国の森林環境税と二重課税となり、県民の負担が増えることから条例案を再検討すること。

二、新型コロナウイルス感染症対策の強化を

(1) 検査・医療体制の強化とクラスター対策について

- 1、PCR検査実施件数を抜本的に拡大するための検査体制を拡充・強化すること。
- 2、かかりつけ医でコロナ関連の検査ができる仕組みが作られたが、感染防止策を取りつつ対応するために必要な施設整備について、支援を強化すること。また、検査による医療従事者の安全確保と負担軽減のため、唾液による検査方法を拡大すること。
- 3、インフルエンザとの同時流行を防ぐため、インフルエンザワクチンの確保を県として行い、接種費用の助成を行うこと。
- 4、各医療機関では経営がひっ迫し期末手当が払えないなど、今後職員不足へとつながることが懸念される。非コロナ対応の医療機関を含め、減収補填を国に求めると同時に県として行うこと。
- 5、コロナ感染リスクが高い医療、介護、障がい者施設、児童福祉施設等でPCR検査を優先実施できるよう国に求めるとともに、県として仕組みを構築すること。
- 6、郡山市での市中感染拡大に対応するため、PCR検査を希望する市民が誰でも受けられるように、中核市任せにせず県が市と一体になり検査体制などの仕組みをつくること。
- 7、9月からの1ヶ月間で県内のコロナ感染による死亡者が6人となった事態を重く受け止め、重症者、死亡者の事例について個人情報を除き必要な情報を公開し県民に注意喚起するとともに、感染者の治療に活かすこと。
- 8、慰労金の対象外となっている保育所や学童クラブ等児童福祉施設職員、院外薬局職員、消防士などに対し慰労金を支給するよう国に求めるとともに、県独自に支給すること。
- 9、コロナ感染者を受け入れた医療機関に支払われる危険手当は、医師、看護師等に限定せず、職員全員を対象とすること。
- 10、平田村や古殿町で行っている、成人式や年末年始に帰省する学生等へのPCR検査を県として実施すること。

(2) 暮らし、雇用、地域経済を守ることにについて

- 1、コロナ不況による雇止めが県内でも1,185人と見込まれ、雇用の維持は県民生活を守るうえで喫緊の課題となっていることから、雇用調整助成金を来年1月以降も継続するよう国に求めること。また、制度の周知を図ること。
- 2、休業させられた労働者が直接申請できる休業支援金の申請が極めて少ないと報告されていることから、県として制度の周知を図ること。
- 3、各分野で経済活動が停滞しており、事業継続が困難な事業者に対して、国の持続化給付金を再度支給するよう国に求めること。

- 4、生活福祉資金の特例貸し付けを延長するよう国に求めるとともに、社会福祉協議会の窓口審査を適切かつ迅速に行うよう指導すること。
- 5、住居確保給付金制度の周知を図り、必要な人が受けやすいよう支援すること。
- 6、コロナ禍で収入が減少した世帯への県内における国保税減免適用が極めて少ない現状をふまえ、制度の周知と積極的な適応を図るよう市町村を支援すること。
- 7、コロナ禍で生活が困窮している学生、外国人労働者、ひとり親世帯などに対して、住まいの確保と食糧支援を県として行うこと。
- 8、本年3月からの学校一斉休校を受け、社会生活を支える中心を担った放課後児童クラブ（学童保育）の現場では、社会保険料の算定月（4～6月）の賃金が休校対応で多かったため、9月からの社会保険料が事業主負担・個人負担とも大幅に増加する事例が出ている。特例措置を講ずるよう国に求めること。

三、汚染水の海洋放出を許さず、生業判決を生かした原発事故対応を

- 1、菅政権が今月にも汚染水の海洋放出の方針決定をしようとしていることに、国内外から反対の声があがっている。知事は早急に海洋放出反対の意見表明をし、タンク保管を継続するよう国・東京電力に求めること。
- 2、生業訴訟の高裁判決は、国の原発事故責任について、規制機関として規制を怠ったとして、東京電力と同等の責任を認めた。県は、あらゆる場面で国・東京電力の事故責任を明確にした立場に立ち、国・東京電力に加害者としての事故対応を求めること。
- 3、女川原発の再稼働について宮城県知事は他県知事の意見を聞くとしたが、内堀知事は「意見は提出しない」との立場を示した。原発苛酷事故の被災県として女川原発再稼働に反対すること。
- 4、福島第一原発事故を検証する新潟県技術委員会の報告では、事故原因について、「津波以外の要因で電源喪失した可能性を否定することはできない」としている。再び原発の苛酷事故を防ぐためにも事故原因の究明を国・東京電力に求め、本県としても事故検証委員会を設置すること。
- 5、今年4月、大熊・双葉町を除き避難者の住宅無償提供が打ち切られた。帰還困難区域の住民からは「解除もされないのに、支援が打ち切られるのは理不尽だ」との声が出ている。避難者に家賃負担が重くのしかかっており、県として住宅無償提供を復活すること。
- 6、東日本大震災・原子力災害伝承館は、震災と原発事故の被害の実相を余すことなく伝える施設とすること。「語り部」のマニュアルにある「特定の団体・個人の批判を禁じる」との記載は削除すること。また、展示資料を議論した有識者会議の議事録については包み隠さず公表すること。入館料の600円は引き下げること。
- 7、汚染土を中間貯蔵施設へ搬入するトラックの事故防止や整備不良による事故の根絶、安全な作業などを国に申し入れ徹底すること。また、運送事業者の地元発注を優先するよう国に求めること。

四、気候変動対策と、異常気象による大規模災害対応について

(1)気候変動対策等について

- 1、菅首相が所信表明で2050年の温室効果ガスの実質ゼロを表明したが、リスクも被害も大きくコストも高い原発を継続するとしている。脱原発・脱石炭を前提とするようエネルギー

ー基本計画の見直しを国に求めること。県としてCO2実質排出ゼロを宣言し、そのための計画づくりを進めること。

- 2、省エネを推進するとともに、再生可能エネルギーは、雇用の増加と地域振興のステップに位置づけ、自然環境・生活環境を破壊し生態系への影響が大きい大規模メガ発電は規制するルールをつくること。
- 3、昨年の東日本台風で被災した河川の改修を急ぐとともに、河川維持管理予算を増額し日常的な河川の維持管理を行うこと。

(2) 避難者・被災者支援について

- 1、コロナ禍の下、分散避難が求められることから、避難所に配置する職員の確保及び訓練の実施、安全かつ十分な収容数の避難所を確保すること。福祉避難所を公表するよう市町村を支援すること。また、災害要支援者を通常から個別に把握して名簿化し、災害時に活かせるよう市町村を支援すること。
- 2、避難所に指定される県の公共施設に洋式トイレ・エアコン・自家発電・通信設備等の設置を進めること。
- 3、全ての避難所に仕切りの取り付け、簡易ベッド及び布団の配布、温かい食事の提供を行うよう市町村を支援すること。県の避難所の新型コロナウイルス感染症対策強化事業を継続すること。
- 4、昨年の東日本台風により、今なお県内に約1,800世帯4,000人の避難者がいる。加えて避難者数にカウントされていない自宅2階に暮らす在宅避難者はさらに深刻な実態となっている。被災者生活再建支援制度の支援金限度額を500万円以上に引き上げ、被災者の生活再建につながるよう国に求めるとともに、県としても支援すること。
- 5、農業災害復旧事業において、農機具の被害を受けた農家の支援制度の対応が遅れていることから、早急に対応すること。
- 6、昨年の台風災害被災者で住まい再建が進まず、元の生活を取り戻せていない被災世帯の公営住宅特定入居期間を再建するまで延長すること。

以上